
原 著

野沢の温泉資源と共同湯を支える地域共同体の意義

石川 理夫¹⁾

(平成 22 年 3 月 17 日受付, 平成 22 年 4 月 30 日受理)

Significance of Regional Community Supporting System of Hot Spring Resources and Communal Baths in Nozawa Spa

Michio ISHIKAWA¹⁾

Abstract

There are abundant natural sulfurous hot springs and 13 spots communal baths in Nozawa Spa, Nagano Prefecture. Traditional spas in Nagano Prefecture are characteristic of large amount of communal baths and concentration of symbolic communal bath named "Ohyu". The fact that Nozawa Spa opens all of 13 spots communal baths to every visitor without charge is rare case, next to Kusatsu Spa, Gunma Prefecture with 18 spots communal baths. And free tour of bathing to every communal bath contributes to cheering up spa town. That owes to usual maintenance and support by neighbors of each communal bath called "Yu-nakama" that means bathing associates.

The history of Nozawa Spa goes back to early medieval age, and about that time bathing people would have probably begun to use communal bath. In the early period of Edo era there were 3 spots communal baths in Nozawa Spa, containing representative communal bath named "Soyu". During Edo era there were 6 spots communal baths. These baths and hot spring sources have been protected by village as common property, partly by neighborhood of each communal baths. This historic structure of joint ownership is called "So-yuu", originated from so-calling "So-son" like traditional self-governed community in medieval age in Japan. And "Yu-nakama" is also originated from solidarity called "nakama" of regional spa community in Edo era.

In Nozawa Spa there are traditional self-governed community organization called "Nozawa-gumi" and also "Yu-nakama", both maintaining a tradition of self-control and management. Recently, these trends are very anxious that many spa towns are not full of life and natural hot springs resources are nearly exhausted because of ruthless exploitation. So this would be a time to evaluate the existence of communal baths and self-governed community organization and communal solidarity and self-control system that have been kept in spa villages as Nozawa Spa.

¹⁾ 〒202-0023 東京都西東京市新町 1-4-2-1001, ¹⁾ Shinmachi 1-4-2-1001, Nishi-Tokyo-shi, Tokyo 202-0023, Japan.

Key words : Nozawa Spa, Communal bath, Ohyu, Soyu, Historic communal joint ownership

要 旨

長野県野沢温泉は高温自然湧出の硫黄泉に恵まれ、温泉街には共同湯が13カ所もある。長野県の温泉地はこうした共同湯の多さとシンボリックな共同湯名称「大湯」が集中している特色を持つ。全国の温泉地の中でも群馬県草津温泉の18カ所に次いで、野沢温泉は大湯をはじめ13カ所の共同湯をすべて一般に無料開放しているのは希有な例で、「外湯めぐり」は温泉街の活性化に貢献している。これは各共同湯最寄りの村人がつくる「湯仲間」の日常的な維持管理の賜である。

野沢温泉の歴史は中世の時代までさかのぼることができ、湯治場として共同湯坪が利用されてきたと思われる。江戸時代前期には「惣湯」をはじめ3カ所の共同湯が存在し、江戸時代を通じて6カ所あった共同湯は、温泉資源と共に野沢村の「(惣)村持」または最寄り集落住民共同で支えられていた。この構造は「惣有」と呼ばれ、日本中世の惣村的な村落共同体のありように源を発している。湯仲間も江戸時代の温泉地域共同体の「仲間」と呼ばれる連帯、結束に由来している。

野沢温泉には村の自治組織「野沢組」があり、「湯仲間」と共に共同管理の伝統を維持している。日本の多くの温泉地で活気が衰え、個別の度重なる温泉掘削開発による温泉資源の枯渇が懸念されている今日、野沢温泉のような温泉地域共同体が守ってきた共同湯や自治組織、地域の紐帯を見直し、そこで育まれてきた共同管理システムを再評価すべきであると考えられる。

キーワード：野沢温泉 共同湯、大湯、惣湯、惣有

1. 野沢温泉の「共同湯」と「外湯めぐり」

長野県北東部、北信地方にある野沢温泉は、90度近い熱湯たぎる麻釜のように今なお村内30カ所余の泉源から高温の硫黄泉、硫化水素泉が豊かに自然湧出（総湧出量毎分1,557L、野沢会1996年9月調べ）している。多くの泉源傍らには地域共同体が伝統的に管理運営してきた共同湯が設けられ、その数13カ所に及ぶ。この「共同湯」という言葉に関連して、環境省温泉利用状況統計に挙げられる「温泉利用の公衆浴場」には民間や公共の日帰り温泉施設、温泉銭湯から伝統的な地元住民主体の共同湯までじつに幅広く含まれ、広義の意味で「共同浴場」と呼ばれることがある。そこで本稿では以下、野沢温泉のように温泉地の自主・自立的住民組織・団体（財産区、温泉組合、財団法人、町会・区会・集落等）が共同で管理運営してきた入浴利用の場については基本的に共同湯と呼び、そうした共同湯が市町村営に委ねられたなどの場合には市営共同浴場といった呼び方を用いることにする（石川、2009a）。

野沢温泉では、村人の日常的な維持管理努力で共同湯がスキー客・観光客にもすべて無料開放され、13カ所の共同湯を浴衣がけで湯巡りする「外湯めぐり」は温泉村の風物詩となっている。共同湯巡りが人気を博す理由の一つには、野沢では温泉旅館のみならず共同湯の泉源、源泉系統も多様で、共同湯を巡れば、各浴槽に注がれる新鮮な源泉の泉質ならびに湯の色や湯の香、析出する湯の華といった異なる個性・持ち味を体験、比較できることが挙げられる。

野沢温泉の源泉はアルカリ性もしくは弱アルカリ性で、泉質は1,000 mg/kgをわずかに前後する溶存物質総量の差から、麻釜周辺源泉に代表される平均80度台と高温の含硫黄-Na・Ca-硫酸塩泉や含硫黄-Ca・Na-硫酸塩・塩化物泉といった含硫黄-硫酸塩泉系と、大湯周辺源泉に代表される単純硫黄泉（硫化水素型も）系に大別される。そして総硫黄ほかの含有成分、副成分の多寡、多様さにより個性・持ち味の違いを生じている。

もう一つは、麻釜と並ぶ野沢温泉のシンボルである代表的な共同湯「大湯」の江戸時代風の湯屋

建築様式をはじめ、それぞれ異なる味わいの建物や浴槽を楽しみながら村人の日常生活に溶け込んだ温泉街を湯巡り散策できることも、人気の大きな理由であろう。

2. 共同湯の再評価と「外湯」概念

ふり返れば、日本の観光温泉地ではとりわけ 1980 年代以降、客単価アップを企図した温泉宿による館内総合ショッピング化を通じた宿泊客の囲い込み傾向が顕著になった。それが本来は宿と店舗の共存共栄によって成り立つ温泉場・温泉街への宿泊客の回遊、散策の機会を減らして、周辺店舗は営業が立ち行かなくなり、温泉街の衰退と温泉地全体の活力をそぐ結果となった。これに対して、観光客、宿泊客へ何らかの動機づけをはかって温泉街への回遊を促してきた温泉地は、今日でも一定の元気を保つ。その場合の有力なインセンティブの一つが、湯巡り手形発行等による「湯めぐり」である。その際、伝統的に湯巡りが行われていた温泉地はもとより、新しく温泉地活性化策として取り組んだ「湯めぐり」の受け皿の一つになっているのが共同湯・共同浴場である(石川, 2009a)。共同湯の存在はこの面からも再評価されてよい。

野沢温泉では、大湯を筆頭に 13 カ所ある共同湯を宿泊客から一般観光客まで自由にかつ無料で入浴できる湯巡り慣行を「外湯めぐり」と呼び慣わしてきた。外湯(めぐり)という呼び方はほかの温泉地や温泉関係者もよく使うが、傍流的なニュアンスを感じさせる。すなわちヨーロッパの温泉地とは異なり、入浴利用の場が完全に温泉宿主体になった今日、共同湯が温泉地では一般に脇役になった現実を反映していよう。

しかしながら温泉地の成り立ちから言えば、泉源傍らに源泉をためた「湯坪」を設けて人々が共同で入浴利用できるようにした共同湯こそ原点、出発点であった。共同入浴の場ができたことにより利用者が集まり、利用者の多様なニーズに応じて周囲に店や宿ができ、やがては宿泊客の便宜とより集客をはかるために宿に温泉を引いて入浴できるようにした「内湯」化は、基本的には後発の流れであった。ここで外と内、主客逆転したわけである。

内湯化の流れが早かったのは、計画的な温泉街整備によって唯一の泉源から有力氏族が経営する 14 軒の宿への引湯システムを整備した群馬県伊香保温泉のような事例を除けば、泉源が各所にあるなど湧出量が豊富な温泉地であり、代表的には別府温泉郷、熱海温泉、兵庫県湯村温泉、石川県山代温泉などである。草津温泉は江戸時代の元禄期以降「村役」の湯として村方の共同管理となった 5 カ所の共同湯が中心だったが、旧湯本三家の一部有力宿では早くから内湯化がはかられて村(惣百姓)と対立したため、中間形態といえる。

一方、石川県山中温泉、兵庫県有馬温泉や城崎温泉、愛媛県道後温泉など、泉源が一カ所または限られ、温泉資源の共同管理利用の慣習を強く保つ温泉地では、共同湯のみが唯一の入浴場であった構造が昭和の時代まで続いた。その過程で城崎温泉では内湯化をめぐる裁判紛争まで生じた。

3. 共同湯が保たれる長野県の温泉地

野沢温泉のように、共同湯の管理運営にかかわる地元住民以外の一般利用者に対してもすべての共同湯を無料開放している温泉地は、草津温泉の全 18 カ所を筆頭に、全国的にみて傑出している。両温泉地に次ぐのは、18 カ所ある市営移管の共同浴場の一部、4 カ所ほどを無料開放している別府温泉郷と、全 10 カ所の共同湯のうち宿泊客に対しては 9 カ所を無料開放した「厄除け巡浴外湯めぐり」を実施して人気を集める長野県渋温泉である。

続いて、地元共同湯と市や町など自治体経営に移管した共同浴場の全部あるいは一部を有料開放

している温泉地として、10カ所すべてを一般有料開放している長野県下諏訪温泉、7カ所すべて一般有料開放している城崎温泉、全10カ所の共同湯のうち毎月26日（風呂の日）には7カ所を一般無料開放している長野県湯田中温泉が挙げられる。いずれも温泉資源を共同管理し、あるいは共同湯を日常的に維持管理している地域共同体組織・住民の協力抜きにはあり得ない。また、都道府県別でいえば、例に挙げた温泉地名を見ても渋、下諏訪、湯田中など野沢温泉と同じ長野県が目立つ。

長野県は環境省の平成20年度全国温泉利用状況統計（平成21年3月末現在）によれば、温泉地数（231カ所）で全国2位、源泉総数は全国7位、総湧出量は6位で、なかでも温泉利用の公衆浴場数は758カ所、全国1位と際だっている。環境省による温泉利用公衆浴場の範ちゅうには、民間経営の温泉銭湯から民間・公共を問わず大型日帰り温泉施設、伝統的な地域共同体主体の共同湯、市町村自治体運営に移管した共同浴場まで幅広く含まれているが、長野県の場合は歴史ある温泉地を中心にその中でも共同湯・共同浴場の割合がきわめて大きく、総数を押し上げている。こうした性格の共同湯・共同浴場が長野県ではどのくらいを占めているか、現時点までの筆者の調査では194カ所が挙げられる。

長野県で最大の温泉利用公衆浴場数を擁する温泉地は諏訪市の上諏訪温泉で、市水道温泉課が管理する主力の統合源泉を利用する数だけでも88カ所（2007年4月時点）。このうち民間と公共の日帰り温泉施設とみなされる11カ所を除く77カ所が、一般には開放せず、地元専用で徹している。この理由は、豊富な市管理源泉に支えられて立ち寄り入浴できる温泉宿や温泉施設が多く、かつ広い市街地に点在していて、核となる温泉街は形成されていないため、地元密着型の共同湯に湯巡り先を依存する必要がなかったからではないかと考えられる。

上諏訪温泉に次ぐのが渋、湯田中両温泉を核とした山ノ内町の湯田中渋温泉郷で、温泉地としては扱われていない温泉集落を含めて、確定できないが50カ所以上の共同湯が存在する。うち渋と湯田中温泉に各10カ所ずつ、国民保養温泉地指定の杓野温泉にも10カ所近く集中している。そして松本市の浅間温泉が約15カ所（温泉公衆浴場数としては17カ所）、野沢温泉13カ所、下諏訪財産区が温泉権を持つ下諏訪温泉の10カ所、別所温泉4カ所と続く。浅間温泉も上諏訪温泉と同じ地元専用型で、約15カ所のうち一般有料開放しているのは4カ所のみである。

4. 「大湯」名称の共同湯が集中する長野県

伝統的な共同湯は、成り立ちや場所、利用源泉の泉質や特色、効能（湯治効果）などを反映して、さまざまな名称を冠せられ、いくつかの類型に分けられる（石川、2003、2009a）。なかでも共同湯の成り立ちや温泉地域共同体における存立構造にかかわる名称として歴史的な意義を有するのが、「惣（総）湯」と「大湯」である。惣湯の「惣」は、中世に畿内から加賀国（石川県）など周辺地域に顕著に形成された惣庄・惣村における惣百姓や惣有概念に端的に示される、中世から近世にかけてよく使われた用語である。これについては後述するが、共同湯数の多さと並び、長野県の温泉地をもう一つ特色づけるのは、伝統的な共同湯名称の一つ「大湯」が集中していることである。

惣湯名称の共同湯は江戸後期からとくに明治以降は「総湯」と表記されるようになり、今日では石川県の温泉地のみ（山中、山代、粟津、湯涌、和倉、片山津、白峰、加賀八幡の8カ所）に存するのに対して、大湯名称は長野県を中心にそれより北東域にあたる新潟県（妙高温泉）、山形県（上山、銀山、赤湯温泉）、宮城県（青根温泉、休止中）、岩手県（夏油温泉、共同露天風呂名称として）、青森県（大鱈、下風呂温泉）まで分布する。

付記すると、山形県は蔵王温泉でも江戸後期、1844（天保15）年10月の若松屋版「最上高湯温泉之図」ならびに1845（弘化2）年緑屋版にも「大湯」と記した共同湯（現・上湯）が描かれている。

1886 (明治 19) 年刊の内務省衛生局『日本鉱泉誌』では、青森県浅虫温泉と静岡県下賀茂温泉の複数の湯坪中に大湯が記される。また、群馬県川原湯温泉の代表的共同湯「王 (玉) 湯」は源頼朝開湯伝説にちなんだとされるが、同誌には「大湯」と表記している。群馬県万座温泉の複数湯坪中にも、江戸時代には大湯があったようである。なお、静岡県熱海温泉のシンボル、「大湯」は共同湯名称ではないが、大正期に間欠泉が出なくなるまでは熱海七湯中の代表的泉源で、大湯の引湯権を独占する 27 軒の「湯戸」へ内湯用として配湯されていた。いづれにしても伝統的な二つの共同湯名称の「総 (惣) 湯」と「大湯」は近畿以西の温泉地には見だし得ず、歴史的にも東日本に集中していたのが特徴的である (石川, 2006a)。

その中で長野県の大湯は野沢温泉をはじめ 10 カ所に及ぶ (表 1)。江戸時代すでに 8 カ所あり、その大湯がすでにある温泉地周辺に明治以降できた温泉地の大湯が 2 カ所。前者では、1810 (文化 7) 年に刊行された初の本格的諸国温泉旅行ガイドにあたる八隈蘆菴著『旅行用心集』に記載された信濃国 16 カ所の温泉場のうち、野沢、(湯) 田中、渋、角間、別所の 5 カ所が該当していた。

地域的には北信地方の (下・上) 高井郡と同じ千曲川流域の東信地方の上田市周辺に集中し、なかでも湯田中渋温泉郷には渋、湯田中、安代、角間、穂波、屋川温泉の 6 カ所に大湯がある。下高井郡の湯田中渋温泉郷と接する上高井郡高山村では、江戸・寛政年間 (1789-1800) に引湯による計画的温泉地として山田温泉が誕生した。同村・梨本修造家所蔵の 1789 (寛政元) 年の『引湯御願之節絵図面』から 1801 (享和元) 年 6 月『引湯場割地絵図』に至る一連の絵図等资料をみると、最上位置の葉師堂から始まる温泉街中央通りの両側に 46 区画の屋敷割がなされ、中央広場に「本湯坪」と「下湯坪」の二つの共同湯坪が設けられた。うち代表的な本湯坪のほうは、1805 (文化 2) 年に訪れた松代藩家老鎌原桐山の『朝陽館満筆』にはすでに「大湯」と記されている。

加えて湯田中渋温泉郷の一温泉地だった下河原温泉にも明治末期まで、また、東信地方の戸倉温泉 (千曲市) にも大正時代の共同湯名称に大湯が存在した。代表的共同湯に対する「大湯」名称の地域的伝播現象すら見られるようで、野沢温泉を含めて北信地方一帯はあたかも“大湯王国”の感がある。このように共同湯に大湯名称を冠することには歴史的な背景と地域的なつながり、何らかの共通意識の存在が想像できよう。

Table 1 List of communal baths named “Ohyu” in Nagano Prefecture and its founded year

表 1 長野県の大湯と成立時期

大湯を持つ温泉地	共同湯総数	大湯の成立時期あるいは惣湯からの名称移行時期	惣湯の有無
野沢	13	惣湯が大湯とも呼ばれるのは 1838 (天保 9) 年以前	有
渋	10	惣湯が大湯とも呼ばれるのは延享年間 (1744-47) 以降か	有
湯田中	10	大湯名称の初出は 1770 (明和 7) 年『一札之事』	無
角間	3	成立時期不明。1697 (元禄 10) 年『野帳』には村持の湯坪 3 カ所記載	無
安代	2	惣湯の開湯は 1705 (宝永 2) 年。大湯名称移行は明治 17 年以降か	有
穂波	4	1925 (大正 14) 年に開設	無
屋川	4	1941 (昭和 16) 年に開設	無
山田	2	共同湯は寛政年間 (1789-1800) に開設。1805 (文化 2) 年『朝陽館満筆』にすでに大湯と記載される	無
別所	4	成立時期不明	無
鹿教湯	2	成立時期不明	無

そこで野沢温泉と長野県を中心として大湯名称の成立要件を考えてみたい。

第一には、前提条件として、温泉地が湧出量と泉源の豊かさなど温泉資源に一定恵まれており、当該温泉地に共同湯が基本的には複数存在することである。第二に、長野県でも浅間、下諏訪、上諏訪温泉のように歴史ある温泉地で湯量があり、共同湯を複数持っても、大湯が存在するとは限らないわけで、特定の共同湯に対して何らかのシンボル（表象）意識を育んだ温泉地域共同体が存在する（した）ことも要件に挙げられよう。

共同湯ができた地名や利用泉源・源泉名、効能、開湯伝説などに由来する名称と異なり、大湯は象徴的に「王（大）なる湯」を意味する。当該温泉地の共同湯でも最大もしくは代表的な共同湯とみなす、温泉地域共同体構成員の共通認識に支えられないと、大湯という名称は成立しない。そして大湯は複数の共同湯が並立する温泉地であってこそ、名称の有するシンボル性、表象性が浮き彫りになる。したがって大湯という名称の共同湯は同一温泉地に二つとあり得ないわけである。

反面、下諏訪温泉と上諏訪温泉の場合は、古代から神人勢力の諏訪氏が支配する諏訪大社総本社にあたる下社、上社のそれぞれ門前町として形成された。かつ下諏訪は古代より都と信濃国を結ぶ東山道の宿駅で、江戸時代には中山道の宿駅が、上諏訪には甲州街道の宿駅がおかれ、共に宿場町として栄えた。上諏訪はさらに諏訪湖の浮島のように高島城が築かれた諏訪氏の城下町でもあった。温泉場としての存立は町のこうした成り立ちと基本骨格に組み込まれ、入浴の場は本陣と問屋場を中心にした宿場機能に付随したものとなる。実際に下諏訪温泉の「巨過の湯」、上諏訪温泉の「精進湯」のように共同湯は本陣と問屋場の脇や前におかれた。そうであれば温泉地域共同体が特定の共同湯を象徴的に支えるコンセンサスは育ちにくかったのではないか。

浅間温泉の場合、城下町・松本と隣接していたため、松本城主の湯御殿をはじめ武士専用の湯ができて、武士利用の湯坪にも身分差が導入されるなど、村方の共同利用湯坪は肩身がせまかった。入浴利用面からみても温泉地域共同体としての独立性は脆弱にならざるを得なかった。さらに温泉資源が豊かで十数カ所の自然湧出泉源を持ち、江戸後期の文化文政年間からは増湯による湯屋が立ちならび、手近な共同湯坪を利用した作間稼ぎの入湯人宿も数多く開業されてきた（本郷村誌編纂委員会，1983）。前出『日本鉱泉誌』では、明治前期でも上浅間地区で湯坪は13カ所、下浅間地区で17カ所に及び、その多くが共同湯坪である。このように小規模の共同湯坪が点在し、浅間温泉を代表するような象徴的な共同湯を生み出し得なかったことが、大湯名称を見だし得ない理由に挙げられよう。

以上、長野県の温泉地、共同湯の特色をふまえ、他温泉地と比較検証しながら、野沢温泉の大湯を代表とする共同湯の存立構造（石川，2007）とその意義を追加史料を交えて考察する。

5. 野沢温泉における惣湯の成立と共同湯坪の発展

野沢温泉の所在が文献から明らかになるのは13世紀の鎌倉時代、高井郡など奥信濃を本拠としていた信濃国人衆の一人、市河氏が所蔵する平安末期から戦国末期にかけての『市河文書』に依る。その中の1290（正応3）年11月付鎌倉幕府下知状には「志久見郷湯山事」「志久見郷湯山乃屋敷」とあり、1309（延慶2）年4月付『信濃国庁宣』にも「信濃国高井郡志久見郷内湯山田在家事」とある。「湯山」は中世期に有馬温泉などに対してよく使われた温泉場をさす一般名称だが、高井郡志久見郷という地域範囲からして野沢温泉をさしていよう（信濃史料刊行会，1971）。

『市河文書』には、戦国時代に長尾景虎（上杉謙信）と北信地方の覇権争いをしていく武田晴信（信玄）が市河藤若に宛てた1557（弘治3）年6月23日付書状も含まれる。そこには「…よって景虎野澤之湯に至り陣を進め、その地へ取りかかるべき模様…なかならず野澤在陣のみぎり…湯本より注

進次第当地へ…」と記され、武田方についた市河氏が陣をおく「湯本」の「野澤之湯」が上杉方との攻防の舞台となり、野沢温泉が温泉場、温泉集落として確立していたことがわかる。

野沢温泉の南に位置し、中世期には山岳修験道の一大道場・霊場での崇敬篤かった小菅山元隆寺(現・小菅神社)に景虎が1557(弘治3)年5月10日付で奉納した戦勝祈願文にも「北に温泉有り、山岳これ隔て、群迷を平日に洗う…」と記され、入浴者を集めていたことがうかがえる(信州大学・飯山市小菅研究グループ, 2005)。当然、湯坪は存在していた。しかし詳細が明らかになるのは、寛永年間のものが多い「みなとや」文書をはじめ野沢組惣代事務所文書庫保管史料、野沢温泉村教育委員会作成『野沢温泉史料目録』等から江戸時代中期まで待たなければならない。

当地を所領する飯山藩主に1639(寛永16)年、松平遠江守忠親が封じられると、「奉行を野沢の地に派遣して浴場設備に改良を加え、仮屋敷を設け旅館を建て毎年避暑入浴を試す」ようになった(豊郷村, 1922)。藩主は幕湯(湯坪まるごと貸切)にして入浴したであろうが、当時の湯坪数にかかわらずその中に藩主も利用した代表的な湯坪があり、このほかその設備改良には奉行による指示があったと思われる。

在位52年間に及んだ松平忠親が藩主隠居後は湯治滞在用に御用邸と御用湯を野沢温泉に造りたいという意向が村に示され、1691(元禄4)年に専用湯坪が御用邸内に設けられた。御用邸本宅と湯小屋を建てる土地は「当邑庄屋 森市郎右衛門」持高の内「畑式斗四升分」が提供され、専用湯坪には「惣湯瀧」すなわち村の「惣湯」で滝の湯にしていた湧出口(森市郎右衛門持地内湧出)を充てる計画が認められ、実行された。これは後の1706(宝永3)年、松平家所替えにより御用邸をたたむ話が出て、跡地や建造物、御用湯の処置を野沢村組頭4名と惣百姓連名で松平家家臣・三上市郎左衛門に上申した4月13日付『口上書以申上候御事』によって確かめられる。御用邸と御用湯は、松平家に代わって同年飯山藩主となった青山氏に引き継がれたが、青山氏も1717(享保2)年に転封となって廃止され、用地や使用湯口は元に戻された。御用邸建設に伴い移されていた薬師堂の元境内地は「村持」、村共同の管理財産となった。

ここに史料上初めて「惣湯」が登場する(石川, 2007)。御用湯等の後始末に関する史料なので、惣湯はそれ以前からあった。場所的にも惣湯が現在の代表的共同湯「大湯」に該当することは、御用邸と御用湯用地を提供して「惣湯瀧」湧出口が敷地内にあたる「森市郎右衛門」家が大湯隣接の温泉宿「さかや」であることや、「湯元之本尊」として長く惣湯最寄りの宿「みなとや」で奉られてきた薬師仏を安置する薬師堂建立の由来をおそらく1691(元禄4)年6月12日以降にまとめた史料(野沢組惣代保管)からもわかる。

そして惣湯を含む共同湯坪の全体状況が明らかになるのは1771(明和8)年8月、温泉運上金(湯税)徴収に対して野沢村名主伴七衛門以下組頭4名と百姓代連名で中野の代官所に出した『覚(おぼえ)』による(石川, 2007)。それによると湯坪は「上之湯坪」1カ所、「下之湯坪」2カ所の計3カ所。上之湯が湯坪の長さ、横幅共にすべて大きく別格である。上(ノ)湯、下(ノ)湯は全国的に共同湯名称に見られるが、単に地理的な上下位置関係を示すだけでなく、温泉地域共同体における各共同湯坪の上位下位概念を表す場合が少なくないと考えられる。自然湧出の複数泉源を持つ温泉地では、最も早くから利用されてきた湯元の湯坪や、大きく中心的な共同湯坪がしばしば本湯・元湯、上(ノ)湯と呼ばれる。野沢温泉でも上之湯は「湯元之本尊」に見守られ、最も中心的な泉源地にあり、温泉地域共同体に支えられた代表的共同湯坪「惣湯」の別称と考えられる。

下之湯坪と呼ばれた2カ所は、上之湯または惣湯から湯沢川下流に面し坂を下った所の「川原湯」と、より下手の「寺(照)湯」(現・熊の手洗湯)にあたる。以上3カ所は野沢温泉の共同湯坪の草分けであった。2カ所の下之湯坪はさらに地理的な位置関係から川原湯が「中ノ湯」、寺(照)湯が「下ノ湯」と呼び慣わされていたことが野沢組惣代編『野沢温泉薬師堂縁起』(1992)に記されてい

たが、共同湯坪での盗難事件をめぐり中尾村から詫び状として出された1714（正徳4）年12月3日付『證文之事』にその「中ノ湯」の記載があったことで史料的に裏付けられた。

これら複数の共同湯坪の入湯状況や位置づけにもかかわらず、野沢村では、往古より村にある温泉は「村内洗足場同然」（前出『覚』）にて湯治人も近村から少々ある程度であり、「近所温泉並（ビニ）上州草津其ノ外越後松之山辺ノ温泉無運上ノ由」（1771〔明和8〕年6月付『御訴訟奉申上候』）だから運上金は無しにしてほしいと訴えていた。しかし代官所はあくまで運上を命じたのだろう、村側は応じざるを得なかった。しかもその後も5カ年と年季をくぎっては増額（年250文から年375文へ）をせまったので、村はどの共同湯坪も「村内洗足場同然」という申し立てを変えずに「増永（を）加（え）都合四百文」の「永々定納」（1776〔安永5〕年正月付『書付御奉願上候』）へ増額覚悟で切り替えを願うほかなかった。

確かにこの江戸中・後期、温泉場として発展を見せていたことは、1786（天明6）年に4番目の共同湯「上照湯」（現・真湯）が寺（照）湯の別沢沿い上手に開かれ、その後も家数が増し、湯治人も増えて、地元の要望により相次いで二つの共同湯が引湯により開かれた経緯からも想像に難くない。5、6番目にあたる二つの共同湯は「滝（ノ）湯」（現・滝の湯）と「新田湯」（現・十王堂の湯）で、どちらも1839（天保10）年に開設された（野沢温泉の温泉に関する歴史、1992）と筆者自身も考えていた（石川、2007）。しかし「滝の湯」は、集落から遠くて捨湯にしていた村持の「山之湯」源泉を堰敷によって引湯して共同湯を開き、周りに地主を募って宅地割して色街要素の交じった湯街までつくる開発計画で、1837（天保8）年秋より堰敷工事が始まったが、村地を通る引湯の堰敷を買収して「惣村持」とした（1837（天保8）年9月付『差出申一札之事』）。江戸末期の村の出来事控えとなる『善左衛門歳時記』には「翌年戌秋、売女少し置く」とあり、1838（天保9）年秋頃までには前提となる共同湯坪のほうは出来上がっていたと推測される。一方、全体整備はことのほか大普請となって、「仲間」の結束を確認し（1838〔天保9〕年4月10日付『議定證之事』）、引き続き宅地

Table 2 Change of name of communal baths in Nozawa Spa until Taisho era

表 2 大正までに開かれた野沢温泉の共同湯と名称の変遷

共同湯の現名称	開設時、初期の名称	成立の時期と状況
1 大湯	惣湯、上之湯	不明（草分けの共同湯坪）
2 河原湯	中之湯、川原湯	不明（草分けの共同湯坪）
3 熊の手洗湯	下之湯、照〔寺〕湯	不明（草分けの共同湯坪）
4 真湯	上照（寺）湯	1786（天明6）年。最寄り集落の要請
5 滝の湯	滝（ノ）湯	1838（天保9）年頃。山之湯源泉を引湯
6 十王堂の湯	新田湯	1839（天保10）年。余剰源泉を集める
7 麻釜の湯	釜辺湯	1869（明治2）年。麻釜源泉を引湯
8 横落の湯	横落の湯	1871（明治4）年。川原湯から分湯
9 上寺湯	上寺湯	1923（大正12）年
戦後に10松葉の湯（昭和35年）、11新田の湯、12中尾の湯、13秋葉の湯（昭和55年）が開設。なお、1887（明治20）年刊『野澤鉱泉性質効能略記』には桐湯の存在が、1912（大正元）年には伊勢宮の湯が開かれたが、今はない		

* Revised from Ishikawa (2007)

* 石川（2007）より改変。

割がなされたようだ。こうした経過からすると、5 番目は「滝（ノ）湯」で、1839（天保 10）年 9 月開設の「新田湯」は 6 番目といえよう。

野沢温泉の江戸時代の共同湯としては以上 6 カ所で、後は明治以降の開設である（表 2）。これら江戸期の共同湯の中でも、草分けの 3 カ所の共同湯と 4 番目以降では開かれた経緯から村における位置づけには違いが見られた。これについては次に述べる。

名称では、共同湯が増えていくと、従来の上ノ湯、中ノ湯、下ノ湯といった単純な地理的位置関係にもとづく呼び方では区別しづらくなる。さらに個別に地名や開湯のいわれ、特別な効能、神仏の功德などにちなむ識別しやすい呼称が求められた（石川，2009a）。しかしながらそうした中でも、温泉地域共同体の存立にかかわり、共同体意識に支えられた「惣湯」という名称は生命を保ち続けた。この「惣湯」が現在のように「大湯」とも呼ばれるのは、1838（天保 9）年『惣湯坪絵図面』内の湯小屋の図面に「大湯前 御制札」と記されているあたりが初見ではないか（石川，2007）。村の公文書では惣湯、通称大湯の併用がなされたようである。このことは渋温泉の現・大湯も本来は「惣湯」と史料に記され、安代温泉の現・安代大湯（効能から江戸期に「疝気ノ湯」の別称も）も公の約定書では「惣湯」と記された事実（石川，2007）と共通しており、前述のように北信地方の温泉地の大湯名称伝播現象が見られる。

6. 惣湯、共同湯を生み出し、支えた構造

野沢の共同湯への言及は河野実（1962）や、早大法学部黒木ゼミによる管理運営形態や温泉権を中心にした調査報告（1984）がある。ただし、惣湯に関する考察はこれまでなかった。

野沢温泉の共同湯を生み、支えた構造は、開設の経過が史料に残されているものを通じてのほうがりわかりやすい。6 番目の共同湯「新田湯」では、「村役人衆中並びに重立（おもだち）中相談の上、惣村中に示談に及び」（1839（天保 10）年 7 月付『差出申一札之事』）、余っている源泉を十王堂前に引湯して開かれた。「惣村中」で開設を決めた共同湯坪なので、当然にも村としての運上温泉（湯税）の対象となる。共同湯開設を希望した「最寄りの者」つまり近隣村民は、認めてくれた村方に対して決して心得違がないように慎み、「村中融通の心意」を持つべきことを誓った。これは 5 番目の「滝（ノ）湯」も同様で、「村中相談の上企ての然るべき旨を一決」（前出、天保 9 年 4 月付『議定證之事』）したから実行に移され、引湯のための堰敷も村持になったのである。

これらをふまえて、惣湯をはじめとする野沢村草分けの 3 カ所の共同湯を生み出し、支えた構造を見ていきたい。

端的に示すのは、名主、組頭 4 名、百姓代ほか村の総軒数にあたる 229 人の村中惣連判による 1854（嘉永 7）年 6 月付『規定一札之事』である。村にある湯坪に応じて上納する温泉運上金の負担割合を取り決めた文書で、まず「当村惣湯」についての往古よりの定めを「古格の通り相守るべき事」と再確認している。その上で、「惣湯を始め古湯一般の分」は「惣村平均割」とであると明記している。惣村平均割とは村の全戸平均して負担し合うことである。惣湯を始め古湯一般は、惣湯をはじめ草分けの共同湯坪 3 カ所をさす。なかでも惣湯は別格だったことをよく示している（石川，2007）。

これら 3 カ所の共同湯は村全体で共有される、すなわち「惣（村）有」の対象であり、惣有財産の一つであった。中世に生まれた歴史的概念、用語としての惣有は幕藩体制下の近世郷村でも存続し、野沢温泉にかぎらず「惣村（中）持」「村持」という言葉でよく使われる。野沢の湯元之本尊を奉った薬師堂も村持、惣有の対象であった。このように中世以来、村落共同体の生活インフラ基盤としてなくてはならない用水・水利権や共同利用の山林原野、いわゆる入会地、天与の温泉資源と

その利用権、共通の信仰対象、祭祀にかかわる建物（観音堂、惣社など）や財産（宮座のための宮田など）、集落内耕地「前田」などが惣有の対象、惣有財産に多く見られる。

惣有の対象には村全体が共同で維持管理責任を持つ。したがって村が惣有する温泉資源の利用にもとづく（温泉権行使の）果実に対する温泉運上（湯税）も村の全戸が負担し合わなければならなかった。ここで重要なのは、惣湯名称の共同湯は文字どおり惣有たる湯坪の代表格、シンボルを体現していたが、それ以外の古湯一般、「川原湯」と「寺（照）湯」も、存立構造からすれば同じく惣湯、惣有財産としての共同湯であった本質に変わりはないことである（石川，2009a）。

それでは惣湯など3カ所の古湯一般以外の共同湯とは、支える構造や扱いに違いはあったのか。

1786（天明6）年に引湯によって開かれた4番目の「上照湯」（現・真湯）について、先の『規定一札之事』は、「九分通りは発起願い人、壹分通りは惣村中平均割を以て」としている。すなわち開設を要望した共同湯最寄り村民が割り当ての温泉運上金の9割を負担し、残り1割は村中で均等負担する対象とされた。運上金負担のありようは明確に区別されている。

このことは同じ共同湯でも、4番目以降は厳格な、本来の意味での惣湯、惣村持の共同湯坪とはいえないことを示している。開設した各共同湯最寄りの集落村民に大きな管理運営責任が委ねられていた。ただし、村地を通る引湯の堰敷が村持になり、運上金の一部は惣村中で負担するという点などから見ても、これらの共同湯は惣湯的な性格を保つ、あるいは最寄り地区村民にとっての惣湯であり、村の大切な共同管理資産であった。この存立構造は、明治以降開かれる3カ所、さらに戦後に開かれる4カ所の共同湯にも貫かれている。

7. （惣）村持、惣有と「総有」概念について

野沢温泉の惣湯（現・大湯）に象徴されるように、大方の温泉資源と湯坪及びその利用権（温泉権）の惣有、村（中）持にもとづいてきた成り立ち、存立構造は、同じく惣湯、大湯を歴史的に生み出してきた全国のほかの温泉地でも基本的には共通している。これまで見だし得た範囲で、「総湯」名で現存する石川県の温泉地のうち明治以前から惣湯があった山中、山代、粟津、湯涌、和倉の5温泉地のうち山中温泉を中心に（石川，2006a）、明治以前あるいは明治初期まで「惣湯」とも呼ばれた長野県の渋、安代温泉の大湯について（石川，2007）、同時期頃まで「惣湯」が箱根湯本、塔之沢、堂ヶ島、宮ノ下、底倉、木賀、芦之湯の各温泉地に存在した箱根七湯では村持に加えて「湯戸持」の共同湯について（石川，2008a）、同じく神奈川県湯河原温泉と福島県東山温泉について（石川，2008b）、及び新潟県大湯温泉について（石川，2009b）、考察を行ってきた。

中世の惣村（惣町も）は畿内ならびに加賀国（石川県）など周辺地域においてとくに発展したが、惣村的な村落共同体の自治構造はさらに外縁地域まで広く見られた。なかでも後北条氏、武田氏、上杉氏といった畿内・中央政権と交流が深かった有力戦国大名の統一的な領国統治においては、「惣百姓中」宛の文書が度々見受けられ、村落自治共同体の直接掌握に活用されたようである（石川，2008a）。それは豊臣政権による刀狩りと兵農分離、土豪・地侍層の在地土着化、検地等を継承、徹底させた徳川幕府での近世郷村制にあっても、換骨奪胎されながら村落統治に利用できる範囲内で保たれてきた。今日、温泉地を含めた地域共同体の自治・自立構造を検証する際、源となる中世期まで歴史的にさかのぼる必要性があるのはそのためである。

ところで惣湯を生み出し、支えた惣有概念にかかわってくるのは、ドイツの法学者オットー・フォン・ギールケが団体法において用いた「Gesamteigentum（共同所有）」の翻訳として川島武直が「総有」と呼んだ法的概念である。それは「多数の所有主体が『手をつないで』共同して所有している、という意味であって、そこでの多数主体者は、近代法の『共有』におけるように相互に独

立して同一の客体を所有しているのではなく、一つの団体を組織して、相互に拘束されて所有しているのである。『総有』というのは、この状態を示すために、共有との対比において構成された概念(川島, 1964)である、と説明する。

川島は歴史的な惣湯と惣有には言及していない。一般に法学(者)は歴史や社会的現実を見事に法的概念で抽象化する。ドイツをはじめ中世ヨーロッパの村落共同体と日本中世村落共同体に見いだされる近似性はさておき、日本の中世史研究者たちが史料を通じて中世荘園社会の中に見いだした惣有、惣有地、惣有財産のありようは、表記上単に総有と言い換えたわけではないが、川島が近代法的な「共有」概念とは厳格に区別して指摘するところの「総有」概念から大方説明できる。

川島はいわゆる旧慣上の温泉権を、「多くは、源泉に対する地元地域社会(村落)の住民の共同の支配ないし利用を内容としている」のであり、「一般に個々の人間の個別労働によってでなく、天然に産出される物に対しては、個々の支配(広い意味での所有)を承認せず、その物の存在する地域の住民の共同の支配(広い意味での所有)とする、という旧来の慣行秩序の一部であった」と、総有概念によって説明している(川島, 1964)。したがって、「ある村落の住民が一つの団体(地域共同体)として一定地区内に湧出するすべての温泉を共同の所有物として『総有』的に管理=利用する」(川島, 1964)わけで、このことは惣村(中)持、惣有により山林や水資源、温泉資源と共同湯坪、引湯設備等を共同で維持管理してきた歴史そのものを物語っている。

温泉集落が一つの温泉地域共同体としてまとまるには、「湯元之本尊」を奉る薬師堂の存在に象徴されるような天与の温泉資源への敬虔な思い、慈しみの気持が人々の心に共通してあったことも付け加えておかなければならない。今日もそれは、小さな薬師如来像を奉る大湯と十二神将をそれぞれ奉る 12カ所の共同湯の姿に息づいている。大分県を除けば、こうした共同湯風景を保つ温泉地は全国的にほとんど見られなくなった(石川, 2006b)。

8. 野沢組・野沢会と湯仲間

1873(明治6)年の太政官布達以降、地租改正がなされて全国の土地は官有地、民有地等に大別される。惣有的な山林原野・水源地など入会地や温泉資源のある鉱泉地、共同湯坪などの土地財産も公有から官有地へ編入されようとし、多くの温泉地が官有地払い下げ願いを起こした。さらに1888(明治21)年市町村制公布によって温泉地を抱える村・集落が他町村と合併され、従来の村持や集落惣有地・財産の市町村による公有財産化に直面した。これを打開し、伝統的な温泉地域共同体の存立基盤を守るために近代法にのっとって設立されたのが、長野県でいえば渋温泉等を擁する財団法人和合会、湯田中温泉等を擁する財団法人共益会(いずれも大正12年設立許可申請、昭和2年認可)であり、地縁団体法人の野沢組であった。いわばあらためて「手をつないで」「一つの団体を組織して相互に拘束されて所有し」合うために自治組織を再生させたのだった。

野沢組は、1956(昭和31)年に誕生した現・野沢温泉村の中で古くから温泉が自然湧出していた旧野沢村域で1875(明治8)年に近隣4村合併で成立した旧豊郷村(現・大字豊郷)の多くを占める11地区を束ねる強力な地域自治組織である。野沢組をつくった最大の目的は、明治以前までの村落共同体の自治構造を引き継ぎ、道祖神祭りや神社祭典など共同祭祀の執行、惣村持以来の惣有財産的な組有地その他の財産の保全、管理運営を行うためであることが、野沢組規約にうたわれている。規約には「組の資産は、組構成員全員の総有とする」(第11条)と明記する。そして11地区の区長を統轄し、組の資産を管理し、野沢組を代表するのが全員の互選で毎年選ばれる正副の惣代であることから、ここに記す総有という言葉は歴史用語の惣有こそふさわしいといえよう。

野沢組は温泉も管理する。江戸期には大方の源泉・源泉が村持であったとはいえ、明治以降の近

代的所有制度と温泉地発展の中で周辺地域を含めて個別の温泉掘削がなされるようになり、生来の自然湧出温泉源に影響を及ぼす掘削も現れた。さらに合併により現・野沢温泉村ができたとき、山林、水源、温泉資源まで惣有地・惣有財産を継いだ旧村有地・村有財産の受け皿が必要になった。野沢組が地縁団体として法人格を取得したのは2000（平成12）年になってからで、住民自治組織だけでは財産保全に限界があり、先行例として財団法人和合会や共益会設立に至ったのと同じ法的根拠から、1961（昭和36）年に設立されたのが財団法人野沢会である。野沢会は源泉・源泉の名義上の所有者あるいは共有者を包含した源泉管理組織でもある。今日の野沢温泉の源泉・源泉は温泉旅館・民宿などの自家所有と野沢会のものに分かれているが、所有者別総湯量比でいうと、野沢会がなお7割を占める（野沢会、1996）。

そして野沢組を中心に今日も惣有の伝統を保つのが共同湯である。13カ所の共同湯のうち、野沢組が「総有」するのは大湯はじめ11カ所。残る2カ所、滝の湯と真湯は共同湯最寄り集落・区民による総有とあってよい。13カ所の共同湯のうち11カ所で日常の清掃や維持管理を担うのは、最寄り地区村民がつくってきた「湯仲間」である。戦後に開設された4カ所の共同湯のうち、利用対象戸数がとびぬけて多い中尾の湯と新田の湯は湯仲間ではなく区管理に委ねられているが、いちばん新しい秋葉の湯（昭和57年開設）と松葉の湯に湯仲間がつくられたことから、野沢という温泉地域共同体に共同湯坪を自分たち自身で管理運営するという「仲間」意識と伝統が息づいていることがわかる。

湯仲間を育む地域基盤は江戸期の多くの史料から見てとれる。滝の湯開設に関する前出1838（天保9）年4月付『議定證之事』には「仲間」という言葉が繰り返されて、仲間の結束を確認しており、「仲間融通」の言葉どおり共同体仲間が融通し合う大切さを説く。滝の湯に続く新田湯（現・十王堂の湯）開設に関する前出1839（天保10）年7月付『差出申一札之事』と対になる同月付『差入申一札之事』にも、「村中融通の為」とあり、「融通」概念も共同体にとって重要である。

それは同じく長野県浅間温泉でも村民共有の湯坪を「融通湯」（本郷村誌、1983）と呼んでいたこととつながっている。融通湯に供給される温泉水はこと村が干害に見舞われたときには一斉に放湯する決まりだった。それはまさに共同体のために臨機応変に融通し合うことを意味する。

9. ま と め

今日、温泉地が直面するさまざまな問題、社会ニーズを考えると、野沢温泉の共同湯が物語る温泉地域共同体のありようは大きな示唆を与えよう。とくに温泉資源と共同湯を守り支えてきた地域自治組織と湯仲間が象徴される奉仕精神を有する地域的紐帯の存在意義は大きい。

野沢組と野沢会は、旧慣上にかぎらず温泉権に影響力を行使し、自然湧出源泉が保たれている野沢周辺における温泉湧出量調査やボーリング影響調査を行い、個別の掘削開発に歯止めをかけてきた。野沢会設立以後の1984（昭和59）年に制定された野沢温泉村地下水源保全条例も、保全地区を指定することで豊かな地下水源と温泉源の保護を企図したものであった。

温泉地域共同体には天与の温泉資源は本来「惣有」の対象であるという共同（体）規範があった。そこから地域共同管理、共同利用が必然的に展開されてきた。しかしながら温泉資源開発をめぐる、裁判所は温泉法の立法趣旨ではなく基本的には開発申請は許可すべきであるとする字面解釈にとられ、また個別財産権を優先させがちである。この間の石川県山代温泉に関する判決は典型的である。歴史ある温泉地の温泉資源保全にかかわる経過や慣習も必ずしも尊重されるわけではない。その一方、国も各種の提言書に示されるように温泉資源保護に大きく舵を切り始めている。こうした今、温泉資源は国民の観光資産であるばかりでなく保養、健康資産でもあるという視点に立って、

より持続可能な方策, 地域的コントロールを考えるべきであろう。このとき歴史的に温泉地域共同体が育み, 保ってきた共同規範と温泉への慈しみの思い, そこから生まれる地域的紐帯による自己管理能力と自律的システムはもっと見直されてよい。

謝 辞

執筆にあたり, 多くの温泉関連史料を見せていただいた野沢組元惣代・富井盛雄氏, 本稿発表を促して下さった野沢温泉の森行成氏に深く感謝する。野沢温泉の意味深い歴史と一緒にひもところと約束して果たせなかった今は亡き河野正人氏に本稿を捧げたい。

引用文献

- 本郷村誌編纂委員会 (1983): 本郷村誌, **32**, 1271-1275.
- 石川理夫 (2003): 共同湯における「総湯」の歴史的考察, 温泉地域研究, **1**, 11-16.
- 石川理夫 (2006a): 石川県山中温泉「総湯」の成立過程と〈総有〉の歴史的考察, 温泉地域研究, **6**, 1-12.
- 石川理夫 (2006b): 温泉巡礼, 196-211, PHP 研究所, 東京.
- 石川理夫 (2007): 共同湯の原点「惣湯」としての長野県野沢・渋温泉「大湯」の成立, 温泉地域研究, **9**, 11-22.
- 石川理夫 (2008a): 「箱根七湯」における歴史的「惣湯」について, 温泉地域研究, **10**, 29-40.
- 石川理夫 (2008b): 歴史的「惣湯」の考察—神奈川県湯河原温泉と福島県東山温泉—, 温泉地域研究, **11**, 1-12.
- 石川理夫 (2009a): 温泉地における共同湯の意義の再評価—惣湯考察を受けて—, 温泉地域研究, **12**, 1-12.
- 石川理夫 (2009b): 上杉氏領国下のもう一つの歴史的惣湯—新潟県大湯温泉—, 温泉地域研究, **13**, 1-10.
- 川島武宜 (1964): 温泉権の研究, 11-12, 53-54, 勁草書房, 東京.
- 河野 実 (1962): 「信州高井郡野沢村の温泉について」, 『信濃』合本.
- 野沢会 (1996): 野沢温泉における温泉の所有者別総湯量他調べ. 財団法人野沢会・野沢組惣代.
- 野沢温泉の温泉に関する歴史 (1992): 野沢組惣代作成の年表, 1-4.
- 信濃史料刊行会 (1971): 新編信濃史料叢書, 第 3 巻.
- 信州大学・飯山市小菅研究グループ (2005): 飯山小菅の地域文化, 67-69, しのき書房, 長野.
- 豊郷村 (1922): 下高井郡豊郷村誌, 野澤温泉沿革.
- 早大法学部民事法黒木ゼミ (1984): 『叢芳』**6**号, 1-61.